

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年11月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名

路面復旧工事

(2) 工事場所

山科区四ノ宮小金塚 地内

(3) 工事概要

設計書及び特記仕様書に記載の工事

(4) 工期

契約の日の翌日から令和8年5月29日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、中間前払金を請求した後は、年度末及び年度末後に出来高予定額に達したときを除いて部分払を請求することはできないこととする。

(6) 週休2日制度について

適用については、設計図書(仕様書及び設計書)による。

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課(以下「契約会計課」という。)

(電話 075-672-7728 FAX 075-682-0286)

ホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

3 入札参加資格に関する事項

本件入札は、京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（工事）における舗装工事の種目として実施し、参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(3)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

(1) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、令和7年度の舗装工事の種目のランクが「B」であること。

(2) 建設業法に基づく舗装工事業に係る主任技術者を1名配置できること。

また、当該技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある）こと。当該技術者については、専任義務のない他工事に配置されている技術者との兼任は可とする。

(3) 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(4) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市上下水道局（以下「当局」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 当局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）で低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後3時まで提出した場合に限る。以下同じ。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

ウ 当局が令和7年4月1日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、既に2件落札していることにより、年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。以下同じ。）における新たな入札への参加を制限されている場合

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信する場合はこの限りではない。）。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等の全部又は一部については、購入することができるものとするが、この場合、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、契約会計課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、

(3)により設計図書等を購入する。

- (3) (2)ア後段及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、(2)で入手した複写承認書を、(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、設計図書等の販売業者が休業のため購入できない。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町5番地24

(電話075-871-8400)

- (4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

- (6) 入札期間

令和7年12月8日（月）、9日（火）及び10日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

- (7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 31,950,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

- (8) 積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(10)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。提出がない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載すること。

積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なものに限る。）の写し

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。本件では1名分のみ提出できるものとする。

他の工事等（発注者を問わない）への配置状況を本調書及びコリンズで確認するため、コリンズへの反映が遅れている場合は、確認できる書類を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

(ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

(イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

(9) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、2のホームページ（以下「ホームページ」という。）に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、ホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2016で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和7年12月11日（木）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 複数の入札がある場合の落札決定の順序

本件入札以外に、開札後、落札決定に至らない同一等級対象の入札がある場合は、次のアからエまでの方法により、落札決定を行う。この場合、適用する方法の優先順位は、ア、イ、ウ、エの順序とする。

ア 落札決定を行えるようになった日が早い入札から順に落札決定を行う。

イ 開札日時が早い入札から順に落札決定を行う。

ウ 落札候補者の入札金額が高い入札から順に落札決定を行う。

エ 契約会計課が入札案件ごとに付す契約番号が小さい入札から順に落札決定を行う。

(5) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 当局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て

契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 当局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

カ 当局が令和 7 年 4 月 1 日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札において、既に 2 件落札したことにより、年間における新たな入札への参加を制限されたとき。

キ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

(6) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日からホームページにおいて公表し、併せて 2 の場所で閲覧に供する。

(7) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して 2 日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後 5 時までに、その旨を記載した書面を 2 の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は契約金額の 1 割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 規程第 12 条各号（第 3 号を除く。）に該当するとき。

(2) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

- (3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

8 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (5) 設計図書等の内容や積算に関する質問は受け付けない。
- (6) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が150万円未満である場合を除く。
- (7) 本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、ホームページに本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の5開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>

- (8) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (9) 下請契約を締結する場合には、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「未加入建設業者」という。）を下請負人としないう努めること。

なお、未加入建設業者を下請負人とした場合は、受注者又は下請負人について、京都市公契約基本条例に基づく氏名等の公表若しくは競争入札への参加停止措置又は建設業許可担当部署への通報を行うことがある。

ア 健康保険法第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法第7条の規定による届出

- (10) 契約締結後に提出する請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。ただし、当局においてその必要がないと認

めたときは、この限りでない。

- (11) 落札者となった者が契約を締結しない場合（(6)の誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (12) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

（上下水道局総務部契約会計課）